

財政福祉委員会

説明資料（1）

「名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例」
の改正に関する検討状況及び名古屋市人と
ペットの共生推進プラン（案）について

令和元年11月19日

健康福祉局

目 次

1	背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
2	検討状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
3	名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例改正の考え方・・	4 頁
4	名古屋市人とペットの共生推進プラン(案)の策定・・・・・	6 頁
5	犬及び猫の引取り手数料等改定の検討・・・・・・・・・・・・・	15 頁
6	今後の予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15 頁

(3) 現状・課題

- ・犬猫に迷惑を感じている市民の割合は市民全体の3割を超えている。
- ・犬は平成28年度に殺処分ゼロを達成したが、猫は動物愛護センターの収容頭数が依然として多く達成できていない。
- ・のら猫が生み捨てた自力で生きていくことができない子猫（自活不能猫）の収容頭数が多い。
- ・飼主の病気療養や施設に入所といった理由による引取り依頼が多い。
- ・多数の犬猫を飼育継続することが困難となる多頭飼育崩壊を原因とした引取りが増加している。
- ・平成28年度から犬の殺処分ゼロを目指したふるさと寄附金の募集を開始し、平成29年度からは対象を猫にも拡大して募集を継続した結果、全国から多くの寄附をいただいている。
- ・令和元年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、動物取扱業のさらなる適正化と、動物虐待に対する罰則の引上げ等、動物の不適切な取り扱いへの対応強化が必要となった。

2 検討状況

(1) 経過

時 期	内 容
令和元年 5 月	・譲渡ボランティアから意見聴取 ・名古屋市動物愛護推進員から意見聴取 ・市民アンケートの実施
6 月	・第1回「名古屋市動物愛護管理推進計画策定等に関する検討会」（以下「検討会」という。）の開催
7 月	・第2回検討会の開催
8 月	・第3回検討会の開催
9 月	・第4回検討会の開催
10 月	・第5回検討会の開催

(2) 検討会の構成員

職 名	氏 名
名古屋市保健環境委員会代表 中村区保健環境委員会会長	浅井 秀子
愛知ペット事業組合長	石原 幹章
NP0 法人人と動物の共生センター理事長・獣医師	奥田 順之
岐阜大学応用生物科学部獣医学科客員准教授・弁護士	鈴木 智洋
広島大学大学院統合生命科学研究科 陸域生物圏フィールド科学講座助教	妹尾 あいら
新宿区人と猫との調和のとれたまちづくり 連絡協議会顧問	高木 優治
日本獣医生命科学大学獣医学部獣医学科 野生動物学研究室助教・獣医師	田中 亜紀
ネスレ日本株式会社	内記 利宏
イオンペット株式会社	松井 宏太
公益社団法人名古屋市獣医師会会長	三浦 春水
上智大学大学院博士後期課程 法学研究科法律学（行政法）専攻	箕輪 さくら
愛知県愛玩動物協会代表	山本 厚
一般社団法人全国ペット協会専務理事 中央環境審議会動物愛護部会臨時委員	脇田 亮治

(敬称略、五十音順)

3 名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例改正の考え方

(1) 基本的な考え方

犬猫の殺処分ゼロの達成・継続と、人とペットの共生の実現を目指し、主に以下の事項に関し所要の改正を行う。

- ・ 関係する市の部局が連携し、その他の行政機関及び市民等と協力した施策の実施
- ・ 動物の適正飼養に関する飼主の遵守事項や指導啓発等の規定の改正
- ・ 動物愛護と適正な飼養に関する普及啓発の一層の推進
- ・ 動物愛護センターでの犬猫の収容頭数削減と収容された動物の譲渡頭数の増加のために必要な規定の整備
- ・ 人とペットの共生に向けた施策を推進するための計画策定の根拠規定の整備
- ・ 人とペットの共生に向けた施策を審議等する市長の附属機関設置の根拠規定の整備
- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律の改正に合わせ、動物の不適切な取り扱いへの対応の強化に必要な規定の整備

(2) 検討会での主な意見

区 分	内 容
飼主の遵守事項や指導啓発等の強化	・ 多頭飼育届出制度は、多頭飼育崩壊の防止対策の補強効果が期待できる。 ・ 飼主に様々な義務を課すことは大切である一方、その内容や度合いによっては、動物を飼うことが特別なことになり、動物が社会から排除されてしまうのではないかという懸念がある。
のら猫による迷惑防止	・ のら猫への給餌を禁止するのではなく、一定のルールを定め地域猫活動につなげることで、迷惑の減少につながった事例がある。 ・ のら猫を増やさないためには避妊去勢手術を行うことが大切であり、その費用について行政の支援が必要である。

(3) 主な改正検討事項

区 分		内 容
総 則	・市の責務	・関係する市の部局が連携し、その他の行政機関及び市民と協力し、動物愛護及び管理に関する施策を実施する責務
動物の適正飼養等	・飼主の遵守事項 ・多数の犬又は猫の飼養に係る届出	・適正な飼養等に必要な場合は動物の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養施設を設置する義務 ・適切な飼養環境の確保、終生飼養及び周辺の生活環境の保全に配慮した飼養頭数とする義務 ・飼犬のフンの回収義務 ・危害や迷惑防止のための飼犬へのしつけの努力 ・飼猫の室内飼育の努力 ・終生飼養が困難となった場合の当該動物の譲渡の努力 ・多数の犬猫を飼育する場合の届出義務 ・多数の犬猫を飼育する場合の届出を行わない場合の罰則
人とペットの共生に向けた市の施策	・啓発等 ・収容動物の譲渡 ・地域猫対策の推進	・動物の愛護と適正な飼養に関する啓発の実施 ・殺処分がなくなることを目指した収容動物の譲渡 ・生活環境に悪影響を及ぼさない中での地域猫対策の推進
人とペットの共生に向けた施策の総合的な推進	・名古屋市人とペットの共生推進プラン ・名古屋市人とペットの共生推進協議会	・人とペットの共生に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進するための計画の策定 ・市長の諮問に応じ、人とペットの共生に向けた施策の審議等を行う協議会の設置
雑則	・動物愛護管理監視員	・法改正に合わせた職名の改正

4 名古屋市人とペットの共生推進プラン（案）の策定

（１） 計画の目的

犬猫等のペットに関わるすべての市民がそれぞれの自覚のもと、適正に飼養・管理することで人への迷惑の発生を防止するとともに、生命尊重の観点から殺処分を限りなく減らしつつ、市民の間に動物の命を尊重する気風を醸成することで、人とペットが共に暮らす社会である「人とペットの共生するまち・なごや」を目指す。

（２） 計画期間

令和２年４月から令和１２年３月までの１０年間とし、５年後を目途に見直しを行う。ただし、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」又は「愛知県動物愛護管理推進計画」が見直された際には、所要の改定を行う。

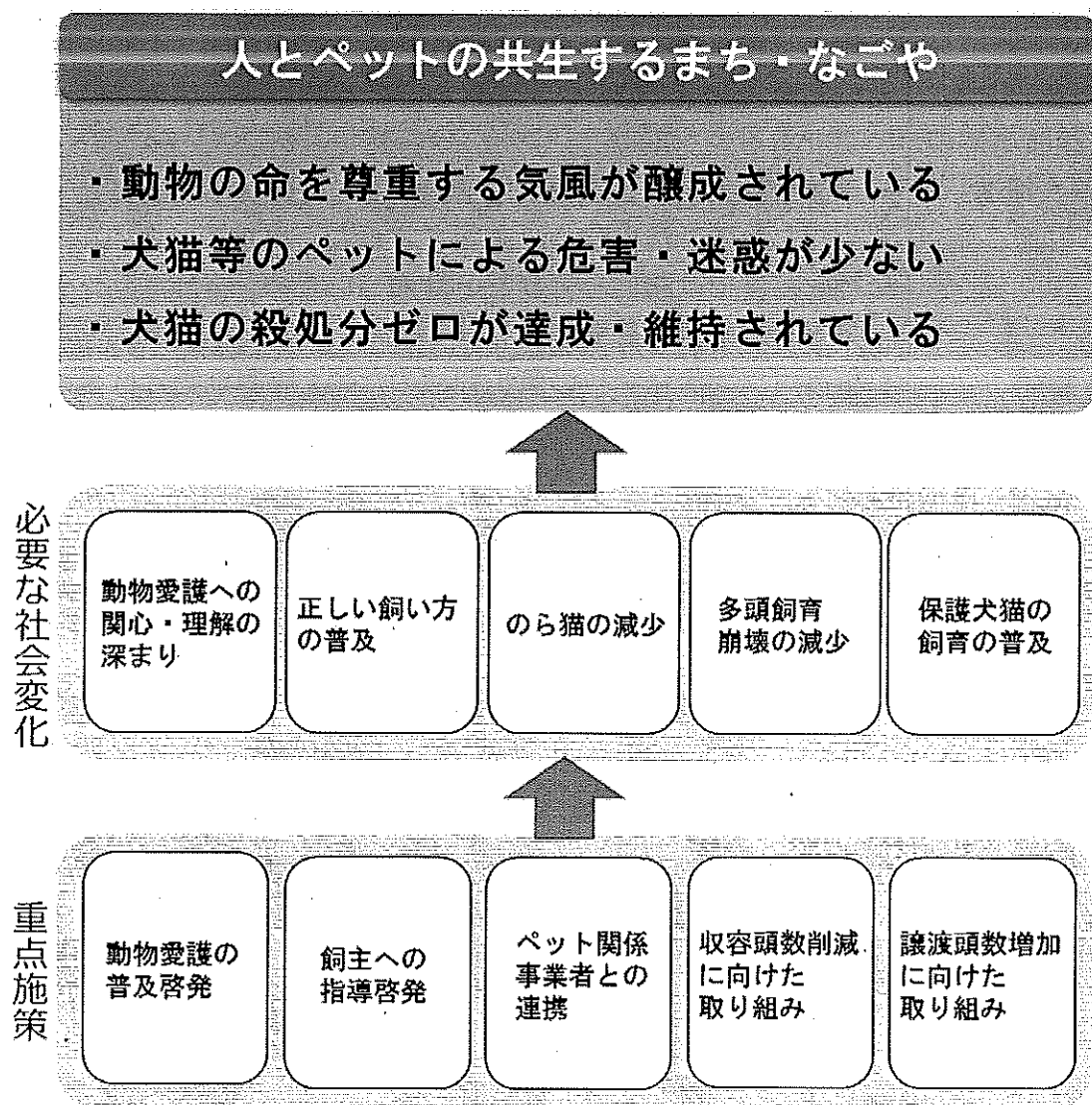
（３） 検討会等での主な意見

区 分	内 容
動物愛護の普及啓発	・子どもたちに命の大切さや動物に関する知識を教えることが大切である。 ・取り組みを広げていくためには、ボランティアや民間団体が普及啓発に参加することが有益かつ効果的である。 ・動物の飼主以外にも、動物愛護センターの業務内容の周知等を行っていくことが重要である。
飼主への指導啓発	・地域で動物に関して相談できる飼主やボランティア、事業者を増やしていくことが必要である。 ・ソーシャルネットワークサービス（SNS）の活用が効果的である。
ペット関係事業者との連携	・行政が行うしつけ方教室はきっかけと位置づけ、訓練士などにつないでいくことが必要である。 ・行政の活動に協力を惜しまない事業者を増やしていくことが大切である。
のら猫問題への対応	・地域猫活動の推進のためには、携わる住民とのコミュニケーションが大切である。 ・避妊去勢手術を実施し、生ませない環境を作ることが大切であり、行政はその支援をする必要がある。 ・行政のみで地域に出向き地域猫活動の調整を行うことは、限られた職員数では限界があり、上手くいかないことがある。 ・地域猫活動のコーディネートをする人材が必要である。

多頭飼育問題への対応	・動物愛護関係部局だけで対応するには限界があり、福祉等の視点も含めた対応・対策をとっていくことが大切である。 ・行政の複数の関係部署が連携して啓発等することが、届出を促すには必要である。
譲渡事業の推進	・動物愛護センターから犬猫を譲り受ける利点を設け、伝えていくことが大切である。 ・収容動物が譲渡に適するよう訓練をしたり、馴化（じゅんか）に必要な環境を整えたりする必要がある。 ・猫を滞留させることがないようボランティアの協力も得ながら、譲渡が可能な猫を早い段階から譲渡することが望ましい。 ・譲渡会、保護犬猫という言葉とその意味をより広めていくことが必要である。 ・譲渡会は人が集まる場所で行うことが大切である。 ・広報をその手法も含め、充実させることが重要である。 ・行政だけでは譲渡を行うことは難しいため、譲渡ボランティアの募集と育成を行う必要がある。 ・譲渡ボランティアへの負担軽減のため、収容動物には事前に避妊去勢手術を実施しておくことが必要である。 ・譲渡を受けた飼主の地域の身近な相談役となるよう、動物病院等につなげる仕組みづくりが大切である。
動物愛護センターの機能強化	・すべての職員が一貫して日常業務を行えるよう、研修・教育することが大切である。 ・獣医師が関与し、獣医師自らが譲渡希望者と接することが、譲渡希望者に安心感を与える。

(4) 人とペットの共生ロードマップ

本市が目指す「人とペットの共生するまち・なごや」のイメージを具体的に示し、必要度に応じそれぞれの展望に立って効果的な施策を行うことを目指し、本プランの目標の達成に必要な社会変化とその実現のための重点施策を総合的に示した「人とペットの共生ロードマップ」を以下のとおり設定する。



(5) 数値目標

指 標	目標値 令和11年度	基準値 平成30年度
犬猫に迷惑を感じている 市民の割合	25%	35.3%
犬猫の年間収容頭数	犬 100頭	219頭
	猫 500頭	1,299頭
うち遺棄疑いで収容 された犬猫の年間頭数	犬 0頭	2頭
	猫 70頭	286頭
犬猫の年間殺処分頭数	犬 0頭の維持	0頭
	猫 0頭の達成及び維持	189頭

(6) 「理由なき殺処分ゼロ」の達成

年間千頭を超える猫が動物愛護センターに収容される中で、これまで収容スペースがないことを理由とした殺処分が行われてきた。その一方で、感染症を患い長期の治療や、その性格から譲渡に向けた訓練（馴化）が必要な猫もあり、そうした猫を長期にわたって飼育し続けることは、他の猫も含めた健康安全上の問題を発生させる危険性がある。

こうしたことから、猫の収容頭数が減少するまでの当面の措置として、令和元年度に定めた猫の譲渡適性評価基準に従い、まずは動物愛護センターの獣医師による評価を行い、さらに外部の獣医師による評価を経た後に、譲渡に適さない猫のみを殺処分とすることで、譲渡に適した猫の殺処分をゼロとする取り組みを実施する。

この「理由なき殺処分ゼロ」の達成は、猫の収容頭数が多い中での通過点と考え、令和2年度末の実現を目指す。その後も本プランに沿った様々な取り組みにより猫の収容頭数の削減を行うことで、計画期間満了時には、動物愛護センターに収容されるすべての猫の殺処分ゼロを目指すこととする。

なお、犬については、平成28年度に完全殺処分ゼロを達成し、継続中である。

(7) 具体的施策（新規実施内容を◎で示す。）

ア 動物愛護の普及啓発

項 目	実施内容
いのちの教室の実施	○ 子どもたちが直接動物とふれあうことで、命の大切さを体験しながら動物愛護や適正飼養について学ぶ「いのちの教室」の実施回数の増 ◎ VR（仮想現実）技術、ぬいぐるみ等を活用した動物アレルギーのある子どもにも対応可能な「いのちの教室」を開催
ボランティアと協力した啓発	◎ 犬猫を同伴して教室実施に協力する「動物ふれあいボランティア」の編成 ○ 動物愛護推進員や動物ふれあいボランティアの育成
名古屋市人とペットの共生サポートセンター（仮称）の設置の検討	◎ 委託による動物愛護普及啓発事業を推進するセンターの設置を検討
動物愛護週間行事の実施	○ 動物愛護週間における動物愛護の普及啓発を図るイベントを推進

イ 飼主への指導啓発

項 目	実施内容
所有明示の推進	○ 犬猫への確実な所有明示方法として有効なマイクロチップ装着に要する費用の助成制度を実施
法令等に基づいた指導啓発の強化	○ 適切な飼養頭数、多頭飼育の届出制の内容、飼猫の室内飼育、飼犬への正しいしつけ等の指導啓発を強化推進
適正飼養に向けた飼主支援	○ ペットの飼育に不安を抱える飼主からの相談と必要な支援を実施 ◎ 終生飼養が困難となった場合の新たな飼主探しを支援する仕組みづくりを検討
避妊去勢手術の推進	○ 望まない繁殖の防止及び問題行動による迷惑防止のため、飼犬、飼猫への避妊去勢手術費用の助成制度を推進

高齢者への啓発の推進	◎ 高齢者向けセミナーやイベントで、終生飼養等に関する効果的な啓発や講習等を実施
地域住民と協力した啓発の実施	○ 地域住民の協力のもと、飼主のマナーアップキャンペーンやイエローチョーク作戦等の取り組みを実施
動物愛護推進員と協力した啓発の実施	○ 地域での相談等に的確に対応できるよう動物愛護推進員育成事業を充実 ◎ 動物愛護推進員の増員の検討

ウ ペット関係事業者との連携

項 目	実施内容
ペット関係事業者との連携	◎ ペット関係事業者と、本市の動物愛護管理に関する取り組みを共有する仕組みを充実 ○ 動物取扱業者への監視指導等を引き続き行い法令遵守の徹底を図るとともに、必要な情報を提供 ◎ 動物取扱業等登録管理システムを導入し、動物愛護センターが動物取扱業の監視指導等を強化できる体制を整備 ○ より効果的な動物取扱業者に対する研修のあり方と内容について検討 ◎ 本市の取り組みに賛同し、店舗や動物病院で啓発や相談等を行うペット関係事業者の募集制度を検討 ◎ 問題行動等で困っている飼主へのアプローチとして動物行動学を専門とする獣医師や訓練業者と連携し、解決に取り組むための教室等を実施

エ のら猫問題への対応

項 目	実施内容
地域猫対策の推進	◎ 地域の環境問題を解決するため、地域猫活動の支援を充実 ◎ 課題が多い地域に動物愛護推進員等を派遣し、地域のコーディネーターとして、地域猫の個体把握や地域住民活動を支援 ◎ AI（人工知能）やスマートフォンを活用した、のら猫の頭数把握等の支援ツールの導入を研究検討
TNR※（のら猫への避妊去勢手術）の推進	◎ 地域猫活動の推進に加え、のら猫の繁殖防止に着目した新たな事業を実施
のら猫への給餌による迷惑の防止	◎ のら猫の適切な取り扱いに関する本市の基準を策定し、地域の生活環境の悪化につながる給餌への指導を強化する一方で、基準に沿った活動を支援

※ のら猫を捕獲(Trap)し、避妊去勢手術を実施(Neuter)した後に元の場所に戻す(Return)活動をいう。猫の殺処分を減らすために、のら猫の頭数を抑制する人道的な方法として国内で広く行われている。

オ 多頭飼育問題への対応

項 目	実施内容
多頭飼育届出制度の新設	◎ 一定数以上の犬猫を飼育する飼主に届出義務を課し、早期に把握することで相談支援や必要な指導を実施
避妊去勢手術の指導強化	○ ペットへの繁殖防止措置について法令に基づいた指導を強化
関係部局の連携強化	◎ 関係部局が連携を密にし、情報共有及び必要な支援を行う体制を整備
多頭飼育崩壊の防止や早期解決に向けた対応	◎ 飼主からの依頼により多頭飼育に関する相談や専門職員の派遣を行うとともに、新たな飼主探しなどの支援を実施

カ 譲渡事業の推進

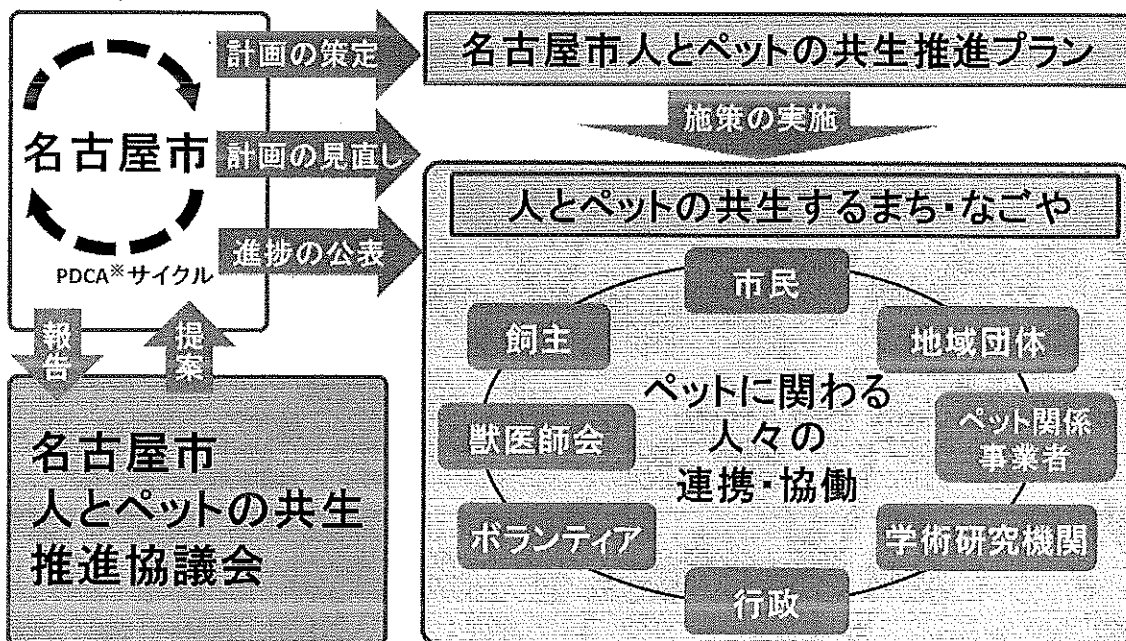
項 目	実施内容
猫の譲渡適性の評価	○ 猫について当面の目標である「理由なき殺処分ゼロ」の達成を目指し、外部の獣医師による譲渡適性の評価を実施
譲渡適性の向上	◎ 収容した犬猫に治療や訓練（馴化）等を行うためのマニュアルを作成 ◎ 獣医師会の協力のもと、収容した犬猫の避妊去勢手術や動物愛護センターでは治療困難な負傷犬猫の治療を実施
譲渡ボランティアへの支援の強化	○ 必要な物資の提供や保護犬猫の適正管理等に関する講習会開催等による支援を実施 ◎ ボランティア間の交流会等の実施 ◎ 動物の愛護及び管理に関する法律の改正を踏まえ、譲渡ボランティアに譲渡する動物にマイクロチップを装着 ○ 譲渡会により多くの譲渡希望者が来所するためのノウハウ等の調査検討
犬猫の譲受人への支援	◎ 身近な獣医師に相談できる仕組み（かかりつけ獣医師）づくりに向けた検討
寄附金の継続した募集	◎ SNS の活用など寄附金のより効果的な募集方法等を外部の専門家に委託し検討 ○ 寄附者への寄附金の活用先と目標の達成状況等のフィードバックを充実 ◎ 協賛企業の募集
譲渡事業の広報	○ SNS を活用した保護犬猫に関するタイムリーな情報発信 ◎ より効果的な広報手法等を外部の専門家のアドバイスを受けながら検討

キ 動物愛護センターの機能強化

項 目	実施内容
動物愛護センターの犬猫の収容スペースの拡充	○ 動物愛護センター管理棟の殺処分機を撤去したスペースに新たな収容場所を整備 ◎ 多頭飼育崩壊などによる犬猫の収容頭数の急増に対応するため、一時収容施設を設置
動物愛護センター事業の周知	◎ 「サテライト動物愛護センター事業」の実施による保護犬猫に関する情報発信と、犬猫のしつけなど飼育に関する相談受付 ◎ 犬猫の譲渡を受けた飼主と譲受けを検討中の方とが交流することで、保護犬猫についての理解を深めるための里親会を開催

(8) 推進体制と執行管理

- ・毎年度成果指標や事業の進捗状況を把握し公表する。
- ・市長の諮問機関として新たに設置を検討している名古屋市人とペットの共生推進協議会（仮称）に進捗状況の報告を行うとともに、必要に応じて諮問・答申、意見の具申などを頂きながら、適宜計画の見直し等を行う。
- ・毎年度の予算編成において、本プランの実施・進捗状況を踏まえ、施策の追加、拡充、見直し等を行う。



※ 計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）の繰り返しによるマネジメントサイクル

5 犬及び猫の引取り手数料等改定の検討

従来の殺処分を前提にした引取り手数料を見直し、新たな飼主へ譲渡を行うまでの、収容後2週間程度の飼養管理に要する経費の負担を旧飼主に求めるもの。1年間の周知期間を設け、令和3年4月からの適用を検討する。

区 分	殺処分を前提とした場合 の経費（現行手数料）	収容後2週間程度の 飼養管理を前提とした 場合の経費（試算）
成 犬	2,500円/頭	8,000円/頭
子 犬	500円/頭	2,700円/頭
成 猫	2,500円/頭	5,000円/頭
子 猫	500円/頭	1,700円/頭

※ 従来の生活保護世帯に加え、市民税非課税世帯のうち一定の理由がある場合の免除について検討

※ 併せて、動物愛護センターでの狂犬病予防注射料の改定を検討

6 今後の予定

令和元年12月 ～令和2年1月	市民意見の募集（パブリックコメント）
2月	名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例等 改正案上程
3月	名古屋市人とペットの共生推進プラン 策定及び公表
4月	改正後の動物の愛護及び管理に関する条例 公布・一部施行
10月	改正後の動物の愛護及び管理に関する条例 罰則規定部分の施行
令和3年 4月	犬猫引取り手数料改定